様式第３号

ＪＡＳ構造材供給体制の構築支援事業

助成金交付申請書

令和　　年　　月　　日

一般社団法人全国木材組合連合会　会長　殿

所在地

団体名

代表者名

　ＪＡＳ構造材供給体制の構築支援事業助成金交付規程第11条第1項及びＪＡＳ構造材供給体制の構築支援事業公募要領第１５の規定に基づき、下記のとおり

助成金　　　　　　　　　円の交付を申請します。

記

１．対象となる取組事業名　　：

２．助成金交付申請額　：　　金　　　　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 振込先金融機関名 | 支店名 | 預金種別  (普通・当座) | 口座番号 | 口座名義人 |
|  |  |  |  |  |

３．添付書類　　　　　：　　取組計画書（様式第３号別紙１）

確認及び同意書（様式第３号別紙２）

反社会勢力と関わりのない旨の誓約書（様式第３号別紙３）

様式第３号補足資料１　具体的取組

様式第３号補足資料２　支出詳細表

1　地域におけるＪＡＳ構造材供給体制構築事業　計画書

|  |
| --- |
| (１)取組事業名 |
| (２)地域の現状と課題 |
| 例  ○○地域の製材工場は○○社有りそのうち機械等級認証工場が○社、目視等級区分認証工場が○社あり、製品出荷量は年間○○m3であるものＪＡＳ製材の出荷量は○m3で格付率は○％にとどまっている。  地域材を活用した公共建築物や非住宅物件の需要が高まる中で、地域の製材工場での木材供給に支障をきたしている。 |
| (３)本年度取組計画（取組の目的達成のための手法等を併せて記載） |
| 取組実施期間全体に係る計画を記載してください。  例  　・機械等級区分認証（目視等級区分認証）取得のための取組  　　品質管理等に関するセミナーの実施、アドバイザー派遣、データ取得分析、現地検討会等への支援  　・地域のJAS認証格付量アップの為の取組  　　　品質管理等に関するセミナーの実施、アドバイザー派遣、データ取得分析、現地検討会等への支援  　・もりんくの登録製品の活用推進  　・既存のJAS認証工場を核とする複数製材工場によるJAS製品供給体制を構築  　　　意向調査、研修会の開催等  　・品質管理等に必要な資格の取得支援 |
| (４)取組の方向(（３）の実績を踏まえた目標) |
| 例  ・機械等級区分又は目視等級区分の新規認証取得  ・地域のＪＡＳ格付量の向上・既存のＪＡＳ承認工場を核とする複数製材工場によるＪＡＳ製品供給体制を構築  ・品質管理等に必要な資格の取得拡大  上記、取組計画で期待される効果や、取組期間でどの段階までを達成させるのかについても併せて記述ください。 |

注：上記内容を、本様式に加え「様式第３号補足資料１　具体的取組」に一枚にまとめ提出をお願いします。

２．収支予算

収支予算

（１）収　入

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 予算額 | 備　　　　　考 |
| 助成金  自己資金 | 円  円 |  |
| 合　計 | 円 |  |

（２）支　出

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業種目 | 経費  （Ａ）＋（Ｂ） | 経費の内訳 | | 摘要 |
| 助成金  （Ａ） | 自己負担金  （Ｂ） |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

1. 支出の摘要欄には、別紙の助成対象経費の科目毎の金額を記載してください。
2. 費用の詳細は補足資料２「支出詳細表」の提出をお願いします。
3. 助成対象経費の委託料は助成総額の50％未満とします。
4. 技術者給の単価は、別添の技術者給算出表に基づき、計算し、記載してください。
5. 経費の積算根拠の確認のために必要な見積書等の写しを適宜添付してください。
6. 計の摘要欄に、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合は「減額した金額」と、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は「含税額」と記入してください。

別添

技術者給算出表

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 従事者  氏名 | 所　属  役職名 | 従事業務内容 | 1時間当たり単価  (A) | 従事時間  (B) | 助成対象経費  (A)×(B) | 備　考 |
| ○○○ | | | | | | |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| ○○○ | | | | | | |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| ○○○ | | | | | | |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 計 | | | | |  |  |

各々の取組毎に記載下さい。

技術者給の単価は下記の計算式により算出された従事者ごとの単価と、１円未満を切り捨てし、１円単位としてください。

①基本給相当額＋②諸手当＋③賞与相当額＋④事業主負担額

　　　　　　　　　　　　年間稼働日数

①基本給相当額：時間外手当、休日及び深夜の労働についての割り増しは含めません。

②諸手当：役職、通勤、住宅、家族、資格などその他

③賞与相当額

④事業主負担額：健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、介護保険、児童手当

⑤年間稼働日数：３６５日－(土・日＋祝日＋年始年末休暇)

　　　　　　　　就業規則で定めた年間就労日数で、有給休暇は含まない。

様式第３号別紙２

　ＪＡＳ構造材供給体制の構築支援事業に係る確認及び同意書

令和　年　月　日

一般社団法人全国木材組合連合会　会長　殿

所在地：

団体名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名：　　　　　　　　　　　　㊞

１．ＪＡＳ構造材供給体制の構築支援事業の申請において、同一の内容ではこの事業以外に国及び地方公共団体等の補助金、助成金等を受けていません。

　　また今後、受ける予定もありません。

　　もし、受けた場合は速やかに事務局に報告します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　「はい」の場合☑　　　□

　　なお、以下の補助金、助成金等を受けた、又は受ける予定がありますが、本事業の内容とは重複していません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　「はい」の場合☑　　　□

他の補助金、助成金等を受けた、又は受ける予定の場合は、以下に記入してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 助成元  (国・都道府県・市町村) | 取組名 | 取組趣旨・内容 | 金額(円) |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

２．１に反して、本事業と重複する補助を受けたことが判明した場合は、交付決定の取り消し又は補助金の返還になることを理解しました。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　「はい」の場合☑　　　□

様式第３号別紙３

誓約書

一般社団法人全国木材組合連合会　会長　殿

私は、下記第１条を確認し、各号に該当しないことを誓約します。

また、ＪＡＳ構造材供給体制の構築支援事業に係る取組の実施にあたり、下記第２条から第５条を遵守することを誓約します。並びに、第１条に関する虚偽の事実、または第２条から第５条に反したことを理由に、一般社団法人全国木材組合連合会（以下「全木連」という。）が当該事業の助成金交付を中止した場合、これにより生じた損害について、何ら賠償ないし保証することを求めません。また、全木連が既に支払った助成金については返還することを誓約します。

年 月 日

住　所

事業主体名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

記

（属性要件）

第 1 条 私（法人又は団体を含む。以下同じ。）は、次の各号に該当しません。

(１) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

(２) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

(３) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

(４) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

(５) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

（行為要件）

第２条 私は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をしません。

(１) 暴力的な要求行為

(２) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(３) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力行為を用いる行為

(４) 偽計又は威力を用いて担当者等の業務を妨害する行為

(５) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第３条 私は、第１条の各号及び第２条各号のいずれにも該当しないことを表明し､かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

２ 私は､前２条各号の一に該当する行為を行った者(以下｢解除対象者｣という。)を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該事業に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約します。

（再請負契約等）

第４条 私は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させます。

（不当介入に関する通報・報告）

第５条 私は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標榜ゴロ等の反社会勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとします。